

住友共同電力(株)新居浜西火力発電所3号発電設備建設事業に係る環境影響評価方法書に対する勧告について

平成14年 2月13日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、新居浜西火力発電所3号発電設備建設事業に係る環境影響評価方法書について、住友共同電力(株)に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所：愛媛県新居浜市磯浦町16番5号
- ・ 出 力：15万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書提出	平成13年 8月30日
住民等意見の概要提出	平成13年10月16日
知 事 意 見 提 出	平成14年 1月11日

問合せ先：電力安全課 鈴木正幸、小野
電話03-3501-1742 (直通)
03-3501-1511 (代表)
4921 (内線)

【住友共同電力(株)新居浜西火力発電所 3号発電設備勧告内容】

1. 対象事業実施区域近傍に民家、幼稚園等が存在しており、発電設備の運転に伴う低周波空気振動により影響を及ぼすおそれがあるため、施設の稼働に伴う低周波空気振動について項目として選定し、調査、予測及び評価を行うこと。
2. 冷却水中に付着生物防止剤（次亜塩素酸ソーダ）を添加する計画となっていることから、海域に生息・生育する動植物に影響を及ぼすおそれがあるため、施設の稼働に伴う付着生物防止剤について項目として選定し、調査、予測及び評価を行うこと。
3. 陸域に生息する動物について重要な種及び注目すべき生息地が項目として選定していないが、対象事業実施区域及びその近傍では猛禽類やキツネなどの生息が確認されているため、発電所構内及びその近傍において現地調査を実施し、地形改変及び施設の存在により影響を及ぼすおそれがある場合には、項目として選定し、予測及び評価を行うこと。
4. 陸域に生育する植物について重要な種及び重要な群落が項目として選定していないが、工業用地等において貴重な植物の生育が確認された事例もあることから、発電所構内及びその近傍において現地調査を実施し、地形改変及び施設の存在により影響を及ぼすおそれがある場合には、項目として選定し、予測及び評価を行うこと。
5. 海域に生息・生育する動植物については項目として選定していないが、取水口前面海域において浚渫工事を行う計画としていることから、地形改変に伴い動植物に影響を及ぼすおそれがある場合には、項目として選定し、予測及び評価を行うこと。
6. 地域を特徴づける生態系については項目として選定していないが、対象事業実施区域及びその近傍では猛禽類やキツネなどの生息が確認されていることから、発電所構内及びその近傍において現地調査を実施し、地形改変及び施設の存在により生態系に影響を及ぼすおそれがある場合には、項目として選定し、予測及び評価を行うこと。
7. 施設の稼働に伴う大気質の予測に関しては、3号発電設備稼働後も既存1, 2号機が稼働する計画としているため、将来の1, 2号機の稼働を考慮して予測及び評価を行うこと。
また、対象事業実施区域近傍には住居地域等が存在することから、ダウンウォッシュ及び逆転層などの特定の気象条件を考慮した調査、予測及び評価を行うこと。

8. 脱硫排水、一般排水が公共用水域に排出されることから、施設の稼動に伴う水の汚れの調査においては、溶存酸素量(DO)や水素イオン濃度(pH)等についても調査を行うこと。
9. 施設の稼動に伴う温排水に係る調査地点の選定にあたっては、簡易予測手法等を用い、温排水による水温上昇1℃の拡散推定範囲を包含する範囲において適切な配置とすること。
10. 主要な眺望点の選定にあたっては、海及び道路からの眺望についても調査し、主要な眺望点が存在する場合には、予測及び評価を行うこと。